

令和7年4月から 入院時の食事療養費の負担額が 変わります

国の健康保険法等の規定に基づき、令和7年4月より患者様のご負担金額が下記の通り変更となります。全医療機関共通の金額となりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

入院時の食事療養の標準負担額（患者様負担額）			
所得区分		令和7年3月まで	令和7年4月から
69歳までの患者様	70歳以上の患者様		
区分ア	現役並みⅢ	1食 490円 (1日3食 1,470円)	1食 510円 (1日3食 1,530円)
区分イ	現役並みⅡ		
区分ウ	現役並みⅠ		
区分エ	一般		
区分オ	低所得Ⅱ	1食 230円 (1日3食 690円)	1食 240円 (1日3食 720円)
区分オ 長期該当	低所得Ⅱ 長期該当	1食 180円 (1日3食 540円)	1食 190円 (1日3食 570円)
	低所得Ⅰ	1食 110円 (1日3食 330円)	1食 110円 (1日3食 330円)



医療法人 仁誠会

奈良セントラル病院